

# 中国会社法改正による 外資企業に与える影響について

大学院社会科学研究所博士後期  
翁 成 峰

- 一 はじめに
- 二 会社法改正の経緯
- 三 会社法改正のポイント
- 四 外国投資企業への影響
- 五 おわりに

## 一 はじめに

中国では、2004年から開始された会社法の大改正作業が2005年10月27日中国全国人民代表大会常務委員会において「会社法」改正案が可決成立し、昨年1月1日からその成果に基づく新しい会社法が施行されている。中国において日本とほぼ同時期に会社法制の一新が図られた。今回の改正は、従来の全229条から成る条文のうち、46条が削除、41条が追加されたうえ、137条にたいして修正がなされるという中国の法改正生まれにみる大幅な改正であった。1993年12月に制定された現行会社法は、社会主義計画経済から市場経済への転換期において成立したため、計画経済的色彩を色濃く残していた。例えば、「会社は、国のマクロコントロールの下で、市場の需要に基づき生産経営に自主的に取組み、経済効果や労働生産性の向上及び資産価値の保全、増大を実現させることを目的とする。」、「会社の国有資産の所有権は国に帰属する。」等の規定が設けられていた。その後の中国においては、市場経済化が著しく進展し、国有企業の株式会社化、払い下げによる民営化等

が進められた。そのような社会的、経済的状況が大きく変貌する中であって、私有財産権の法的保護、国有資産の流出問題や粉飾決算等の会社不祥事への対応等要請から、中国会社法は、その大幅な改正が求められることとなった。今回の改正は市場経済の活性化の一環として、規制緩和及びコーポレート・ガバナンスの強化に重点がおかれた点が特色と言える。

外資企業（中外合弁企業、中外合作企業、外資企業及び外商投資株式会社）に従来通り特別法としての外商投資関連法令（「中外合弁経営企業法」「中外合作経営企業法」及び「外資企業法」ならびに、これらの実施条例、実施細則等）が適用されるものの、このたび改正された新「会社法」も一般法として合わせて適用受ける<sup>(1)</sup>こととなる。したがって、今回の改正は外資企業にも大きな影響を及ぼすものとなっている。

また、この改正を受けて、外商投資企業の所管官庁である国家工商行政管理総局、商務部、関税総局及び国家外貨管理局から2006年4月24日日付で「外商投資企業の審査・認可および登記管理の法律適用に関する若干問題についての執行意見」（以下、「執行意見」という）が合同で公布され、また、同年5月26日付で国家工商行政管理総局により「『外商投資企業の審査・認可および登記管理の法律適用に関する若干問題についての執行意見』の実施に関する通達」（以下、「通達」という）が出された<sup>(2)</sup>。

上記執行意見および通達の規定により、会社法のどの規定が外商投資企業に適用されるかが明確になった。特に外国企業が中国で設立した子会社への影響が大きい。また、株主の責任が規定されているので、出資者としての外国企業に影響が直接出る場合がある。役員の責任が規定されているので、外国企業から現地子会社に派遣された従業員にも影響がある。本稿では会社法

---

(1) 会社法第218条：「外商投資による有限責任会社及び株式会社には、本法を適用する。外商投資に関する法律に特別の定めがある場合、その規定を適用する」。

(2) 「外商投資家による中国国内企業に対する買収に関する規定」が2006年8月10日に公布され、同年9月8日より施行された。

の改正ポイントを説明しながら、今回の改正が外商投資企業に与える影響を検討していききたい。

## 二 会社法改正の経緯

### 1. 従来の会社法制度の問題点

中国の会社法が最初に制定されたのは1993年12月29日であった。その後、中国経済の急速な発展に従い、国内企業の組織形式、管理体制、経営行為に新たな変化が出現しており、企業実務において、従来の会社法は既に現代企業実務に対応できなくなり、会社法の改正が迫られているのが実状であった。また、世界の工場とも呼ばれている今日の中国において、如何に会社法を規制しているのかが、諸外国投資家たちの注目する焦点でもある。それに、企業制度の国際化の中で、企業の競争力を維持するためには、先進諸国の企業より手足を縛った形にしておくことは極めて不利である<sup>(3)</sup>。したがって、会社法の改革はすでに本国の社会経済の発展に着目しただけではなく、世界範囲の競争に着眼すべきであるということも言うまでもない。従来の会社法の下では、中国の会社制度の問題点が噴出した。まずは、粉飾決算などの会社不祥事が続出した。中国の会社制度・会計制度・監査制度に対する信用が失墜し、ガバナンス不在が明らかになった。粉飾決算により損失を被った株主や投資家などからの損害賠償請求訴訟も相次ぎ、株主代表訴訟制度の導入を求める声も高まっていた。さらには、国有資産が流出するという問題も生じた。国有企業の経営者が、職務を履行する過程で国有資産を着服し汚職腐敗事件が社会問題となった。

---

(3) 長井和之「日本企業の経営革新と商法改正——コーポレート・ガバナンスの視点から」『日本企業の経営革新』238頁

## 2. 会社法の改正作業

会社法の改正作業は、全国人民代表会が立てた立法計画に基づき、2004年1月から開始された。国务院法制弁公室を中心に、同年7月25日に会社法第一草案、同年9月29日に第二草案、同年12月15日に最終草案が起草された。この最終草案は、全人代常務委員会に提出され、3回（2005年2月、同年8月、同年10月）の審議に付され、2005年10月27日に可決された。

### 三 会社法改正のポイント<sup>(4)</sup>

会社法改正の要点としては、①社会主義立法としての性格の稀釈化、②規制緩和、③コーポレート・ガバナンスの強化、④株主・債権者保護の強化を挙げることができる。改正後の会社法は強制規範を任意規範に改め、会社の設立規制を大幅に緩和し、法人格否認の法理や一人会社制度、株主代表訴訟制度などを導入した。その一方、会社の対外的投資を制限すると同時に、大株主が担保形態を利用した会社財産の移転の制限、または関連取引の禁止に対する原則的な規制を強化した。改正前の会社法は、如何に国有企業を株式会社会社に組織変更するかという理念であり、改正後の会社法は、会社設立を容易にすることで投資の激励を図ろうというのが新たな立法理念である。このように大幅な改正が行われたため、今回改正された会社法を「新会社法」と称するのが普遍的である<sup>(5)</sup>。

#### 1. 社会主義立法としての性格の稀釈化

前掲のような規定、例えば「会社は、国のマクロコントロールの下で、市場の需要に基づき生産経営に自主的に取組み、経済効果や労働生産性の向上

---

(4) 本稿において単に条文を引用している場合は改正会社法の条文を指す。

(5) 趙旭東「公司法修改專家談」。http://npc.pepole.com.cn/GB/14957/53051/

及び資産価値の保全、増大を実現させることを目的とする。」「会社の国有資産の所有権は国に帰属する。」等の規定が削除されるとともに、「会社は企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を有する。」旨の規定が設けられ、会社の独立した権利主体性の明確化が図られている。もっとも、会社は会社内に設立される中国共産党の組織の活動のために必要な条件を提供すべき旨の規定が設けられているほか、国有独資会社（政府が単独で出資して設立する有限責任会社）についての特別規定や、監事会（監査役会）や一定の会社の董事会（取締役会）への従業員代表の参加に関する規定が設けられており、これらの点は、社会主義体制の下での独特な規定といえる。

## 2. 会社設立の規制緩和

これが会社法改正の一つの特色である。旧会社法のもとにおいて、会社設立には許可制度が採用されており、会社設立の要件が厳しかったが、今回の改正により認可制度に変更され、会社設立の要件も緩和された。会社の設立を容易にして起業を促進し、中国経済を活性化させる狙いがある。

### ①最低資本金

有限会社と株式会社の最低資本金を引下げた。有限会社の最低資本金は3万人民元（約42万円）にたった（会社法26条）。株式会社は500万円（約7000万円）になった（会社法81条）。

### ②資本金払込み時期

従来は、有限会社および株式会社のいずれについても、設立前に出資金全額を一括で払込む必要があった。しかし今回の改正で、株式会社の募集設立の場合を除けば、設立前には出資金全額の20%、残額は設立後2年以内に払込めばよいことになった<sup>(6)</sup>。（会社法26条、81条）

### ③現物出資および再投資の制限撤廃

---

(6) 投資性会社の場合、5年以内に払込めばよい。

許容される現物出資の内容が多様化した。従来現物出資の内容のほかに、「貨幣による評価が可能であり、かつ譲渡が可能な財産」による出資が認められたことから（会社法 27 条）、債権、持分または株式による出資が可能になったと解釈されている。また、工業所有権という用語が知的財産権という用語に変更され、従来、現物出資の内容に含まれないとされた著作権も現物出資の内容に含まれるようになった。また、現物出資の資本金額に対する割合上限を従来の 20 %（ハイテク技術の場合 35 %）<sup>(7)</sup>から 70 %まで拡大した（会社法 27 条，83 条）。

再投資について、従来は既存の会社による再投資の上限は、当該会社の純資産額の 50 %に制限されていたが、改正により当該制限が撤廃された。

#### ④「一人有限会社」の許容

有限会社においては、一人会社（株主が一人または法人一社）の設立を認めた（会社法 58 条）。但し、一人会社の最低資本金額は 10 万元（約 140 万円）であり、一人の自然人は一つの一人会社しか設立できない<sup>(8)</sup>。一人会社による一人会社の設立は認められない（会社法 59 条）。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

#### ①支配株主、董事、監事および高級管理職の責任強化

今回の改正においては、支配株主、董事等の義務、責任に係る規定の整備が行われた。支配株主<sup>(9)</sup>、実質支配者<sup>(10)</sup>、董事、監事および高級管理職<sup>(11)</sup>は、その関連関係（地位）<sup>(12)</sup>を利用して会社に損害を与えてはならない。これに

---

(7) 旧会社法のもとにおいては、機械・設備等の有形資産による現物出資であれば、出資金全額につき、現物出資することが理論上可能であった。

(8) 一人有限会社の場合、会社設立前に定款に定める登録資本金を一括して払込まなければならない（会社法 59 条 1 項）。

(9) 支配株主とは、有限会社または株式会社において、会社の出資金全額の 50 %以上の持分または発行済株式総数の 50 %以上の株式を有するか、株式総会決議に重大な影響を与えるに足りる十分な決議権を有する株主をさす（会社法 217 条 2 項）。

反して会社に損害を被った場合には、損害賠償責任を負わなければならないことが明記された（会社法 21 条）。

また、新たに株主代表訴訟制度が導入された（会社法 152 条）。提訴の仕組みについては、日本とはほぼ同様に、原則として株式会社の株主・有限責任会社の社員が監事または監事会に対して提訴請求をし、30 日以内に提訴がされないときは株主・社員が体表訴訟を提起することができることとされているが、有限責任会社については単独社員権とされているのに対し、株式会社については濫訴防止のため 1% 以上の株式を 180 日以上連続して保有する株主が有する権利とされている点が特色である。また、株主代表訴訟の対象となり得る債権に、董事等に対する会社の損害賠償請求権のみならず、他人が会社の適法な権益を侵害し、会社に損失をもたらした場合における当該他人に対する会社の債権も含まれている点も注目される。その他、コーポレート・ガバナンスの強化策として、監事・監事会の権限の強化等が図られ、また、株式会社について、董事等への会社の貸付の禁止、董事等の報酬に関する株主への開示、董事等の株式の保有に係る情報に関する当該会社への報告等についての規定が設けられるなど、コーポレート・ガバナンスの強化をめぐる国際的な議論を意識した内容が盛り込まれている。

## ②法人格否認法理の導入

有限会社および株式会社の場合を通じて、株主有限責任を濫用した場合の

- (10) 実質支配者とは、会社の株主ではないが、投資関係を通じて協議またはその他の手配が事実上会社行為を支配可能な者をさす（会社法 217 条 3 項）。
- (11) 高級管理職とは、会社の経理（支配人）、副経理、財務責任者、上場会社取締役会秘書および会社定款に定めたその他の人員をさす（会社法 217 条 1 項）。
- (12) 中国語ではかかる地位を「関連関係」という。関連関係とは、会社支配株主、事実上支配者、取締役、監査役、高級管理職員が直接または間接的にコントロールする企業との関係、および会社利益を移転することが可能なその他の関係をいう。但し、国家が支配する企業間は、同じ国家支配による関連関係を有するのみではない（会社法 217 条 4 項）。

責任を定め、会社の法人格否認に関する制度を導入した(会社法20条)。ただし、一般的な規定にとどまっておらず具体的な適用要件は規定されていない<sup>(13)</sup>。株主が債務免脱のために法人格および有限責任を濫用する場合には会社債務につき当該株主が連帯して責任を負う旨の規定が設けられているが、この場合の株主の負うべき責任の法的性質が補充的・二次的なものであると解釈すべきか否かなどをめぐって早くも議論が展開されている<sup>(14)</sup>。法人格否認法理について、今後具体的にどう運用されるかが注目される。

#### 4. 株主・債権者保護の強化

##### ①出資比率と異なる定めの特許

改正会社法では、有限会社の人的要素が考慮された結果、有限会社について、全株主間の合意により出資比率と異なる増資の引受または利益分配が可能とされ(会社法35条)、出資比率と異なる議決権の行使を定款をもって定めることが例外的に認められた(会社法43条)。また、董事長を法人代表とする条項を削除し、定款をもって、董事長、執行董事長または経理の中から法人代表を定めることを認めた(会社法13条)。

##### ②株主総会招集請求権の緩和

決議権の10%以上を有する株主に対し、株主総会の招集の請求権が与えられることになり(会社法40条、101条)、株式会社については、持株比率3%以上の株主に対し、株主総会の提案権が与えられている(会社法103条)。また、董事および監事の選任における累積投票制度が新たに採用された(会

---

(13) 一人有限会社の場合には、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明できなければ、株主が会社の債務に対して連帯責任を負うことになる(会社法64条)。立証責任が株主に転換されており、株主に厳しい規定である。しかし何をもって財産独立の証明と言えるのか、今後の運用が注目される。

(14) 王保樹「股份有限公司組織機構的法実態考察与立法課題」中国改革发展研究院編『中国公司治理結構』(外文出版社 二〇〇三年)146頁



社法106条)。

### ③株主による閲覧権の拡大

従来より閲覧可能であった定款、株主総会議事録および財務会計報告書に加え、董事会議事録および監事会議事録についても閲覧をすることが可能になった(会社法34条、第98条)。

### ④反対株主の株式買取請求権

改正会社法では、5年連続して利益をあげ、会社法に定める利益分配条件を満たしているにもかかわらず利益分配を行わない場合、合併、分割または重要な財産の譲渡がなされる場合、営業期間の満了または定款に定める「その他の解散事由」が生じたが定款変更などの株主総会決議を通じて会社を存続させる場合、株主はこれらの決議に反対票を投じ、会社に対して自己の有する株式を買い取る旨請求することができる(会社法75条)。

## 四 外国投資企業への影響

上述のとおり、会社法と外商投資関連法令とは、一般法と特別法の関係にある。すなわち、外商投資関連法令に規定がある場合、当該規定が優先的に適用されるが、外商投資関連法令に規定がない場合には、会社法が適用されるのである。したがって、今回の改正会社法の内容が外商投資企業に適用されるか否かは、外商投資関連法令にこれらと異なる規定があるかどうかにより判断できる。以下においては、会社法の改正内容のうち、外商投資企業の実務に大きく関係するいくつかの点を検討することにした。

### 1. 設立規制の緩和

改正会社法により、中国内資企業の設立規制は、大幅に緩和されたが、外商投資企業の場合、一部緩和されるとともに、強化された部分も存在する<sup>(15)</sup>。

#### ①最低登録資本金

有限会社の場合、会社法の規定が適用され、出資者が2人以上<sup>(16)</sup>であれば、最低登録資本金3万元(約45万円)の会社を設立できるわけであるが、実際上は、外商投資企業の設立は、政府の審査を受けなければならない、審査に際してはフィージビリティ・スタディに記載される会社規模に見合った登録資本金が要求される場合が多い。外商投資企業の場合、借入可能範囲は、投資総額と登録資本金の差額に限られ、また会社の投資規模を表す投資総額と登録資本金との比率は、法令により定められているため、実際上は、3万元の登録資本金の会社を設立できるケースはそれほど多くはないと考えられる。さらに、登録資本金は、業法による制限を受ける。たとえば、電信業の場合、電信業務を行う会社の最低登録資本金は、100万元以上<sup>(17)</sup>であり、銀行業の場合は3億元である。

株式会社の場合、特別法である「外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定」<sup>(18)</sup>の会社法7条が適用され、最低登録資本金は、依然として3000万元である。

## ②出資払込期限

会社設立時の出資金の払込期限は、従来通り、一括払込の場合は、設立日より6カ月以内であり、分割払込の場合は、設立日より3カ月以内に出資金の15%以上(執行意見の九)、残りは設立日より2年以内に払い込めばよい(「会社登記管理条例」第20条第3項)<sup>(19)</sup>。

---

(15) 従来、外商投資企業の設立時、出資者資格を証明する書類は公的機関発行のものでよかったが、改正後は、所在国の公証認証手続きを経たものでなければならなくなった(執行意見の五)。日系企業の場合、従来は法務局で発行する商業登記簿謄本およびその中国語訳文でよかったが、改正後は、商業登記簿謄本につき、法務局内の公証人の公証を受けたうえ、在日中国領事館の認証を受けなければならない。

(16) 独資企業の場合でも、出資する外国企業が2社以上の場合、会社法第59条ではなく、第26条が適用され、最低登録資本金は3万元でよい。

(17) 電信業務内容およびサービス範囲により最低登録資本金が異なる。

(18) 対外貿易経済合作部(現商務部)が制定し、1995年1月10日より施行された。

しかし、増資の場合は会社法が適用され、登録資本の変更登記時に、増資金額の20%を下回らない金額を払い込まなければならない(執行意見の十五)。

### ③再投資

外商投資企業による再投資は、従来、「外商投資企業による国内投資に関する暫定規定」第5条および第6条により、出資金の払込完了、利益の計上および、違法経営記録のないことを条件に、会社の純資産額の50%を最高出資額として再投資が認められていたが、執行意見の七および通達之二(三)により上記条項が廃止されたため、投資領域の制限を除き、再投資に関する制限はなくなった。

## 2. 組織機構

### ①合弁会社および合作会社

合弁会社および合作会社の場合、董事会が権力機構として位置づけられている(合弁企業法実施条例第30条、合作企業法実施細則第24条)。すなわち、董事会が出資者からなる株主総会の機能と経営意思決定機関である董事会の機能を兼ねている。したがって、合弁会社および合作会社は、会社法上、董事会の上位機関である会社の権力機構としての株主総会を設けることはできない。ただし、合弁企業法または合作企業法は、株主総会<sup>(19)</sup>および董事会以外の会社組織、たとえば監事会(または監事)の設置を禁止していないので、合弁会社および合作会社は、株主自治により、定款をもって監事会(または監事)を任意に設置することができる。その場合、会社法の関連規定の適用を受けるかが問題となるが、いったん設置すれば、会社法の監事会に関する規定<sup>(20)</sup>の適用を受けると解釈される。

---

(19) 投資性会社の場合、5年以内に払い込めばよい。

(20) 出資者から成るコミッティを設けることは妨げないが、かかるコミッティは、会社法に定める株主総会の権限を有さない。

## ②独資会社の場合

従来、独資企業の場合、会社組織については、定款をもって自由に設置することができたが、会社法改正により、会社組織に関する会社法の規定が適用されることになっている（執行意見の三）。しかしながら、これらの規定は、改正会社法が施行される2006年1月1日以降に設立された会社**に強制的に適用されるのみであって、それまでに設立された会社への適用は任意である。**したがって、2006年1月1日以降に設立する独資企業は、株主総会および監事会（または監事）を設置しなければならないが、2006年1月1日以前に設立された独資会社は、株主総会または監事会（もしくは監事）を設置しなくてもよい。ただし、2006年1月1日以前に設立された独資企業が株主総会または監事会（もしくは監事）を設置する場合、改正会社法が適用されることになるのは言うまでもない<sup>(22)</sup>。

### ※株主総会

一人有限会社の場合を除き、会社は株主総会を設置しなければならず、株主総会には会社法の株主総会に関する規定<sup>(23)</sup>が適用される。一人有限会社の場合は、株主総会は設置しないが、株主総会の決議事項については書面により決定し、署名のうえ、当該書面を会社に備えおかなければならない（会社法第62条）。

---

(21) 会社法第52条ないし第57条、第118条ないし第120条、第147条、第148条、第150条および第152条。

(22) 改正会社法の会社組織に関する規定が外商投資企業に適用されるかについては、改正会社法施行後もはっきりしていなかった。執行意見は、改正会社法施行後の2006年4月に公布されたため、実際、2006年1月1日以降に設立された独資会社であっても株主総会および監事会（または監事）を設置していない会社が存在している。また、この問題については、政府内各機関の意見が必ずしも一致しているとはいえないところもあり、今後の運用動向に留意されたい。

(23) 会社法第37条ないし第44条、第99条ないし第108条、第122条、第134条および第167条。

### ※董事会

一般的には、3名から13名の董事からなる董事会を設置する（会社法第45条）が、出資者の数が比較的少なく、または規模が比較的小さい有限会社の場合は、董事会を設置せず、1名の執行董事のみを設けることもできる（会社法第51条）。

### ※監事会

通常は3名を下回らない監事からなる監事会を設置するが、出資者の数が比較的少なく、または規模が比較的小さい有限会社の場合は、監事会を設置せず、1名から2名の監事のみを設置することもできる（会社法第52条）。監事会においては、従業員代表が3分の1を下回ってはならず、また、会社の董事および高級管理職は監事を兼任することが禁止されている。

## 3. 経営範囲

経営範囲に関する改正は、会社法改正前から多くの関心が寄せられてきた事項であり、改正会社法においても、従来の「会社は登記された範囲内で経営活動を行わなければならない」という文言から、「会社の経営範囲は、会社の定款をもって規定し、法により登記する」という文言に修正された。しかしながら、外商投資企業に関しては、従来通り、経営範囲の遵守が厳格に要求されており、経営範囲を逸脱する経営活動は、依然として行政処分の対象とされているため、十分な留意が必要となる。具体的には、外商投資企業が許認可の経営範囲を逸脱して、無断で「外商投資産業指導目録」に定める奨励類または一般類分野の業務を行った場合、「会社登記管理条例」第73条による行政処分が科され、営業許可証が取り消される場合もある。外商投資企業による経営範囲逸脱の行為が、「外商投資産業指導目録」に定める制限類または禁止類に及ぶ場合、無免許経営と見なされ、「無免許経営取締規則」により、差押え、没収または罰金等の処分が科され、刑事処罰に処される可能性もある（執行意見の二十七）<sup>(24)</sup>。

#### 4. 外商投資企業の事務所

外商投資企業の事務所の設置は、従来、分公司（日本の支店、支社に相当する）と同様、認可・登記事項であったが、会社法改正後は、認可・登記を経ずに自由に設置することができるようになった（執行意見の二十五、通達の一（四））。既存の事務所については、延長登記および変更登記とも受理されないため、分公司に変更するか、または抹消登記をするしかない。とくに注意すべき点として、改正会社法施行後、事務所による経営活動に対する当局の取り締まりがより厳しくなることが予想されるため、すでに経営活動を行っている、または予定している外商投資企業は、速やかに分公司化を検討すべきであると考えられる。

#### 五 おわりに

以上、外商投資企業と関連する改正会社法の内容および外資企業への影響について検討した。今回大幅な改正により、中国の会社が現代化することが期待されている。コーポレート・ガバナンスの強化することによって、董事、総経理、支配株主等の責任規定が整備され、一人有限会社の親会社の責任も明記されている。会社法は一般法として、外国投資企業にも適用されることから、その影響は大きいといえよう。今後、株主としての外国企業の責任や、外国企業から現地子会社に派遣される管理職員の責任が発生しないようなコンプライアンス強化策を再構築する必要がある。

一方、中国法は抽象的な規定が多く具体性を欠く、と指摘されるとおり、今回の改正会社法が実際にどのように運用されるかについては明らかではな

---

(24) 中国では、外商投資に関して、投資分野によって投資が奨励される分野、制限される分野、禁止される分野などに分けて、審査・認可、土地、租税、輸出入などにおいて異なる政策をとっている。これらの分類の認定を定めたものが「外商投資産業指導目録」であり、当該目録に記載されていない分野は一般類に属する。

い点も多い。中国では日本の最高裁判所に相当する最高人民法院が法律について司法解釈を示す権限を有しており、会社法についても、司法解釈が公表される予定である。改正会社法の今後の法運用の動向に注目していく必要があるだろう。

(了)